

第162回統計委員会議事録

1 日 時 令和3年3月24日（水）9:56～11:20

2 場 所 総務省第2庁舎 7階 大会議室

3 出席者

【委員】

北村 行伸（委員長）、椿 広計（委員長代理）、伊藤 敦子、岩下 真理、川崎 茂、
神田 玲子、清原 慶子、佐藤 香、白塚 重典、津谷 典子、中村 洋一、宮川 努

【臨時委員】

宇南山 卓、菅 幹雄、山澤 成康

【幹事等】

総務省統計局統計調査部長、総務省政策統括官（統計基準担当）、厚生労働省政策統括
官（統計・情報政策担当）、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統
計グループ長

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官

【事務局（総務省）】

岩佐大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、栗原次長、鈴木次長、重里次長

政策統括官（統計基準担当）：吉開政策統括官、山田統計企画管理官

4 議 事

- （1）諮問第145号の答申「作物統計調査の変更について」
- （2）諮問第149号「経済構造実態調査の変更及び工業統計調査の中止について」
- （3）諮問第150号「疾病、傷害及び死因の統計分類の変更について」
- （4）部会の審議状況について
- （5）その他

5 議事録

○北村委員長 それでは、定刻より少し早いですが、皆様、おそろいようですので始め
させていただきますと思います。第162回統計委員会を開催いたします。

本日は嶋崎委員が御欠席です。清原委員は遅れての御参加になります。

昨今の情勢に鑑み、会議の時間を短くするため、事務局による議事と資料の説明につい
ては省略させていただきます。

本日は、議事次第のとおり、答申、諮問、部会報告について説明があります。本日は、

このような議事にしたいと思います。

それでは、最初の議事に入ります。諮問第145号「作物統計調査の変更について」の答申案です。川崎部会長から御説明をお願いいたします。

○川崎委員 おはようございます。川崎です。

それでは、作物統計調査の変更答申案について、御報告します。

この調査の変更につきましては、昨年12月の統計委員会に諮問されて以降、3回ほど部会審議を行いまして、資料1-1のとおり、答申案をまとめました。

今回お示ししている答申案は、基本的に先月の統計委員会において御報告した部会の審議状況の内容を文書化したものです。ですので、本日は、特にコメントが必要な部分について、ポイントを絞って簡単に御報告します。

では、資料1-1の答申案を御覧ください。

まず、1ページ目の「1 本調査計画の変更」の「(1) 承認の適否」ですが、これは、全体的な結論としまして、今回の変更について承認して差し支えないと判断いたしました。ただし、審議の過程において指摘した部分がいくつかありまして、こういったところについては、一部、計画の修正が必要となりますので、後ほど御説明します。

そして、個別の変更事項については、「(2) 理由等」に記載しておりますが、最初に「ア 調査の一部中止」についてです。被害調査という部分ですが、これは行政記録である農林水産業被害報告、簡単に被害報告と略させていただきます。これによりまして代替することになっており、先月の部会報告の資料でも記載しましたが、ここにあります4つのポイントから適当であると整理いたしました。

簡単に申し上げますと、①が代替をすることによって支障が特にないということが確認できていること。②が公表の早期化、これまでよりも早期に公表できるということ。③が調査の効率化という方向性にも合うということ。そのほか負担軽減にもなるというのが④ということで、こういったことから適当と整理いたしました。

続きまして、2ページ目の「イ 調査方法の変更」についてです。これは、下の方の表1に整理してありますけれども、それぞれの年の実りのよしあしについて予想する作柄概況調査のうち、表の右上の赤枠で囲った部分につきましては、これまで職員が現地を回って集めていた情報などから統計を作成したという方法に代えて、人工衛星データなどを用いた予測手法に変更するというものです。

この変更に関する判断につきましては、2ページから3ページにかけての①～③の3つの観点から適当と整理いたしました。すなわち、1つは、既に導入している予測手法の適用範囲を拡大するものであるということ。また、2番目に、これまでもやや良とか、平年並みといった階級区分による言葉の情報で公表されていた部分に関する変更ですので、これに必要以上のコストや労力をかける必要がないであろうということ。それから、3番目としまして、その年の収穫に関する暫定的な予想値として必要な精度が確保されているということ。このようなことから、これを適当と判断いたしました。

それから、続きまして3ページ目の「ウ 調査期日及び公表時期の変更」です。中ほどのところですが、この中に（ア）として水稻についての変更があります。これにつしまし

ては、少しややこしいので、御記憶かとは思いますが、9ページ目に飛んでいただきまして、ここに簡単な図が紹介してありますので、これを御覧いただくと分かりやすいかと思えます。

今回の変更の契機となったのは、緑色で示されている部分、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針、基本指針と略してありますが、法律に基づいて作られる指針の策定期が前倒しにされるということでした。これに伴いまして、基本指針に用いられる9月の調査の変更を軸にしまして、関連する調査の調査期日の変更を行うというものです。

これにつきまして、先ほどの3ページに戻りますけれども、2つの理由から特に問題はないと考えました。1つは、利活用の中で最も重要なものである基本指針の策定に当たって、最新の情報を把握・提供できるようにするための調査期日の変更であること。

それから、もう一点は、この作柄概況調査、それから予想収穫量調査というのが、そもそも、その年の実りを予測する暫定的なものという性格であり、最終的な収穫量の結果が出れば、その役割は、そこでもう終わってしまう。予測値自体の時系列比較をすることは特に想定されていないということで、この期日の変更によって利活用の支障が生じるということではないということです。そのような理由から、適当ということにさせていただきました。

その一方で、先ほど図で御覧いただきましたように、変更のきっかけとなりました基本指針は前倒しになるのに対しまして、作物統計調査については、むしろ少し後ろにずれているという形になりましたので、私自身も、この整理について少し違和感を持っておりました。

そこで、また5ページの図になるのですが、それぞれの段階ごとの公表内容を改めて見ましたところ、作柄概況調査のうち、7月と8月の調査につきましては、専ら文字情報として公表されているということなのですが、9月の調査については、全国ベースの数値情報として公表されているということで、実態としては予想収穫量調査に近いということが確認できました。また、これまでも基本指針と予想収穫量調査はセットで考えられていたということでもあります。

そこで、また9ページの下図2になりますけれども、今回の変更は、実は、基本指針の前倒しに連動して予想収穫量調査についても前倒しで9月に追加実施するというものであって、これまで行われてきた9月の作柄概況調査は、事実上、そこに吸収されると考えたほうが合理的ではないかと考えました。

このような考え方を部会において提案させていただきました。出席された皆様からも御賛同いただき、また、調査実施者にも確認しましたところ、そのような方向で再整理したいということでしたので、この点については、委員会からの修正意見を課するというにしたいと考えております。

以上が委員会の審議でも御意見があった主だった変更についてですが、その他の変更事項につきましてもおおむね適当と考えております。そういうことで、以前から課題であります全国結果の推計方法についても、作物ごとに全国調査のタイミングが異なるということで、引き続き課題として整理させていただきました。

いろいろ申し上げれば細かいところはたくさんありますけれども、以上が、主だったポイントであります。答申案についての説明は以上です。よろしく願いいたします。

○北村委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の答申案の御説明について御質問、あるいは御意見ございますでしょうか。神田委員。

○神田委員 御説明ありがとうございます。答申の内容につきましては大変いいと思います。以前、何回かコメントをさせていただきましたけれども、非常に丁寧に御回答いただきました。御努力もいただけるということで、どうもありがとうございます。

災害に関する統計ですが、これは、農作物だけに限らず、構造物や、あるいは人災や、いろんな被害があります。それが今のところ、自然災害についての統計は各省がそれぞれやっている。あるいは復興庁でまとめている。また、内閣府の防災白書がありますが、見る限り、各省がそれぞれ所管しているという形になっており、東日本大震災から10年たったわけですが、そういう統計も含めて、なかなかデジタル化されていない。データとして使いにくい形で、それぞれが保有されている、管理されているという形になっていると思います。

今後、災害がある程度どんどん増えていくだろうということを考えますと、もう少し一般の方にも見やすい形で危険を察知していただくとか、規模の大きさを確認していただく上でも、そういう災害統計を一括してもう少し集中的に集めて出すような工夫が必要ではないか。デジタル化も含めて、そうしないと後世に対する記録という意味では、不十分なのではないかと感じましたので、これを機会に述べさせていただきます。

以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。では、川崎委員。

○川崎委員 ありがとうございます。今の神田委員の御発言は、この農林水産省の作物統計調査の部分を少し超えた部分もあろうかと思いますが、そこと切り離して、今のお話についての私なりの感想、意見を申し上げたいと思います。

実は今回の農林水産省の調査でもそうなのですが、やはり災害に対する被害というのは、非常にアドホックに起こって、例えば定期的に行う普通の統計調査とどうしても性格が違うということがあります。

それから、調査票で調査員が調べるというので済まない部分がどうしてもあって、災害の状況を捉えるというのは、いわゆる今、我々がこういうところで諮問・答申の形でやっている統計調査の方法によって把握するというのと少し違う部分があるので、これをこの議論の中に一緒にしてしまうと、ややこしくなるのではないかと思います。

ただ、今おっしゃったとおり、確かに災害についての情報をきちんと整理するということは大事なことですし、そのためにこそ例えば防災白書とか、そういったものがあるわけですので、そういうものの中でできるだけ定量的なデータ、客観的なデータを集め、保存していただくようにということを、統計委員会の統計の立場で言うことかどうということかよく分かりませんが、調査に依存するということではない形で考えていけたらというふうに私自身は思っております。

以上です。

○北村委員長 今回の御意見でも構いませんし、では、どうぞ。

○神田委員 おっしゃることは非常によく分かるのですけれども、今回中心になる統計を拝見させていただいて、非常にアドホックな出来事をうまく整理されて、もちろん1回の統計で全部集めているので、うまく体系化されていると感じました。

その都度対応する行政の場合、アドホックに、その当事者がどういうふうにとめるかによって資料が変わってきてしまいますし、パワーポイントの資料がそもそも多いという事情があるのです。それをもう少し体系的に横断で比較できて、被害額がこうだったということができるような、積み上げるような工夫というのがもう少し必要になっているのではないかなと思います。

そういう意味で、厳密に統計ではないのですけれども、統計のような横断的に合成できるという趣旨での方法を議論した上で集約していかないと、どんどん散逸してしまって、一体、あのときの被害は何だったのか。100年後、200年後、何を残していくのかというときに、非常に収集するのが困難な状況のまま過ぎてしまうのではないかなという懸念を感じています。

川崎委員のおっしゃっていることは非常によく分かりますが、それだからこそ今のうちに手を打っておく必要があるのかなと感じた次第です。

○北村委員長 ありがとうございます。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 委員長、よろしいでしょうか。

○北村委員長 はい、どうぞ。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 では、失礼いたします。御意見ありがとうございます。統計法、あるいは統計調査という枠を超えているかと思いますが、若干補足をさせていただきます。

今回の被害調査の中止に関して、農林水産業以外も含めて、被害の全体像というのはどのような形で把握をされているのだろうということで、インターネットで、いろいろ調べてみました。

十分ではないかとは思いますが、調べた結果を少しお話しすると、日本における災害の被害把握というのは、基本的に災害対策基本法というのが根拠法、包括的な根拠になっているようです。その中で、都道府県や市町村別に地域防災計画を立てなさいということになっていて、計画項目の一つとして情報の収集及び伝達ということもきちんと書きなさいねというふうになっているのです。

また、災害対策基本法自体の第51条というところに、情報の収集及び伝達という規定そのものが置かれていました。こういった規定を根拠にして、あとは個別の根拠法令に基づいて消防、衛生、各種産業、インフラという事項について、自治体ごとに速やかに収集して国に報告しなさいと。内閣官房ということになるのかと思いますが、そういう流れで情報を集約する、そういう流れが想定されているようです。

ですので、対象になるものによりまして根拠法令が非常にたくさん分かれていて、情報の集め方自体も、それぞれの根拠法令で決めている場合もあるでしょうし、そうでない場合もあるのかもしれませんが、そういった形で、非常に広範かつ多岐にわたるものかなとい

うような印象を受けたところです。

すみません、参考的な情報になりましたが、失礼いたしました。

○北村委員長 ありがとうございます。今の件について、あるいは、ほかのことも構いませんけれども、白塚委員。

○白塚委員 今、議論された点以外にもいくつかあるのですけれども、取りあえず、まず今の論点に関連した点を申し上げると、いろんな被害の状況をきちんとチェックするというのは大事だと思います。ただ、このようにいろいろなデータが整理されてくると、例えば作柄の情報だけではなくて、その予測に使ったその年の天候要因や、いろいろなデータをセットで提供できるような形にしておくことで、天候要因や、それ以外の自然災害など、そういう要因を事後的に定量的にもチェックできるようなものにしていくということも、もう一つの方向性としてはきちんと考えたほうがいいのかというのが感想です。

それから、それと関係するのですが、あと2つあって、1つは確認ですけれども、作柄概況調査と予想収穫量調査という水色の枠と黄色の枠がありますけれども、今の説明というのは、結局、作柄概況調査の7月、8月と9月というのは大分性格が違って、9月の作柄概況調査は、予想収穫量調査の10月の分と同じようなものなので、そこを区別し直したというふうに解釈すればいいというふうに聞こえたのですけれども、そういう理解でいいのかというのが1つ目の質問です。これは確認です。

それから、2つ目は、この予測のところですが、当初、説明していただいた天候の情報とか、衛星の情報とか、そういうのをを使った予測の手法、データの使い方は非常にもったいなくて、もう少し統計的な手法の使い方を工夫すれば、もっといろんなことができるというコメントを以前しました。その後、これがどういうふうになっているのでしょうか。もし、当初のままの予測手法を使って7月と8月のところの予測をするのであれば、データの使い方としてもったいないので、そこのところはどうなっているのか、教えてほしいと思いました。

○北村委員長 調査実施者のほうから何かありますか。

○大西農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 農林水産省でございます。先日来いろいろ御助言いただいて、ありがとうございます。

まず1点目の調査の名称についてですけれども、この9月の作柄概況調査の結果をもって米の需給の基本指針をつくるというふうに変更されるということで、その使われ方を含めて収穫量調査のほうに近いのではないかと、そういうことでしたので、9月の作柄概況調査は名称を改めるといいますか、予想収穫量調査のほうを9月25日にも実施をするということで、そちらに作柄概況調査としての9月分は吸収するという整理をさせていただいたところです。

9月15日でやっていた作柄概況調査については、端から見れば予想収穫量調査に替わった。それは、全国ベースでの10アール当たり収穫量であるとか、面積との掛け算の結果であります収穫量そのものが数字でお示しをするという公表の仕組みをもって予想収穫量調査に極めて近い、使われ方もより近くなるということで改めるといいます。そういう意味で、白塚委員が御指摘のとおりだと思います。

使われ方につきましては、担当から説明させます。

○椎野農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課課長補佐(普通作物統計班担当) 予測式の関係ですけれども、昨年この統計委員会でも白塚委員にいろいろと御指摘をいただきまして、その後、白塚委員のところに個別にお伺いして、そのときアドバイスを受けた主成分分析を取り入れたらどうか、そういうところにつきましては、昨年、令和2年産のところで既に実行に移しております。

それから、混合モデルというところもアドバイスをいただいたわけですが、そこは検証する時間が足りなくて、令和2年産への実行はできなかったのですが、今回、令和2年産の公表以降、うちの公表が終わった後、いろいろ有識者の方にも話を伺いながら、令和3年産からは、そういったものも取り入れていこうということになっております。

○白塚委員 すみません、私が以前指摘したポイントは、今説明があったようなことではなく、地域ごとの時系列だけの情報を使っているの、パネルで分析したほうがいいということが一番大きなポイントです。そこについてはまったく理解されておらず、対応も図られていないのかなと感じました。

○椎野農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課課長補佐(普通作物統計班担当) この辺りもまた御相談させていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○北村委員長 白塚委員、よろしいですか。

○白塚委員 はい。

○北村委員長 では、適宜対応してください。よろしくをお願いします。

追加で御質問ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、取りまとめたいと思います。今回の変更は、他の情報を活用することによる統計の効率化や利活用の変化を踏まえた見直しなどの観点から行われているものですが、統計調査に大事なことは必要とされるデータを安定的に把握・供給するとともに、事後的な分析も可能となるよう情報を蓄積していくことだと思います。

今回の変更により、調査の一部について行政記録情報などに委ねる部分もありますが、様々な農産物の生産状況を把握し、衣食住の食に関する基本的な情報を提供する重要な統計調査ですので、今後とも必要な改善を続けていただきたいと思います。

それでは、答申案についてお諮りいたします。作物統計調査の変更について、本委員会の答申は資料1-1の案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○北村委員長 それでは、答申案のとおりといたします。

川崎部会長をはじめ、産業統計部会に所属された委員の皆様、部会での御審議、どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移ります。

諮問第149号「経済構造実態調査の変更及び工業統計調査の中止について」、総務省政策統括官室から御説明をお願いいたします。

○中村総務省政策統括官(統計基準担当) 付統計審査官 総務省政策統括官室でございます。

資料2-1に基づきまして、諮問第149号、経済構造実態調査の変更及び工業統計調査の中止の概要につきまして紹介させていただきます。

ページめくっていただきまして3ページ目、経済構造実態調査の概要です。この調査は、統計改革の流れの中で令和元年に創設され、今までに2回調査を実施してまいったものでして、令和3年は、経済センサス-活動調査が実施されるため、令和3年の調査はないのですが、令和4年以降、この調査を変更したいということで、調査実施者から今回申請があったものです。総務省統計局と経済産業省の共管の調査です。

もう1枚めくっていただきまして4ページ目、この統計調査の利活用状況でして、国民経済計算の推計の基礎資料ですとか、母集団情報の整備、そのほか民間企業等ですとか、各種学術研究等にも幅広く利用される統計調査です。

5ページ目以降が変更点です。今回、いろいろな変更を行うことで、統計改革が更に一歩前進する内容になっています。

まず、変更事項の1番目、調査対象範囲の全産業化でして、従前、経済構造実態調査の甲調査が製造業からサービス業に限定して調査を行っていたところ、今回、農林漁業、鉱業、建設業等と標準産業分類のAからDまでに属する法人企業も対象に追加する全産業化を行います。これによりまして、法人企業に関する付加価値額等について、より精緻な調査が可能となります。

具体的には左下の図、今までオレンジ色の部分が経済構造実態調査の対象となっておりましたが、その下の上記以外の産業で、今回、約40万部分のうち、右側の新たな調査対象として追加する部分、売上高でも8割を占める法人企業を抽出いたしまして、農業・林業で約6,500、漁業で約800等々、合計約7万の調査対象が追加となります。

6ページ目、御覧いただきまして、変更事項の2点目、調査の名称の変更です。経済構造実態調査、まず、現行の甲調査ですが、この甲調査が、今回、全産業の法人企業を対象とするため、名称を産業横断調査にしようかというところと、後ほど出てきますが、現在の工業統計調査をこの調査に包摂することになります。この包摂する部分について、工業統計調査の対象は製造業の事業所のため、調査の名称を製造業事業所調査にしようかということです。

7ページ目を御覧いただきまして、7ページ目、8ページ目は調査事項の追加と廃止でして、経済構造実態調査は、経済センサス-活動調査の中間年の調査としての位置付けで、令和3年の経済センサス-活動調査で調査項目を変更していますので、これと同様の項目を把握できるように変更します。

具体的には緑色の支払利息等、それから電子商取引の有無及び割合、こちらを廃止するという一方で、赤色の部分が項目を移動させたりとか、又は、その内容を充実させて調査を行ったりとかします。

8ページ目が調査事項の追加と廃止の続きでして、産業横断調査Cというところで、事業所母集団情報の更新のためにフェイス事項を充実させるとともに、一方で報告者負担を軽減させるため、卸売業、小売業を対象とした売場面積ですとか、卸売業販売額の販売先割合を廃止する内容となっています。

9 ページ目、10 ページ目が変更事項の 4 番目、工業統計調査の包摂です。先ほども少し紹介しましたが、工業統計調査、今までは母集団名簿として工業統計調査独自の準備調査名簿を用いていたのですが、今回から事業所母集団データベースに名簿を切り替える。これに伴いまして調査対象範囲、今までは製造業に属する事業所のうち、従業者 4 人以上の事業所を対象としていたところですが、今回から出荷額等総額の 9 割を達成する範囲に含まれる事業所ということで、金額ベースで裾切りをして、それを対象とすることで、事業所の数としては 19 万事業所から 12 万事業所程度と、事業所の数は少し少なくなります、一方で、この調査の精度自体は向上するのではないかとこのところでは。

それから、調査方法で、工業統計調査では地方公共団体経由の調査員調査を行っておったのですが、その部分については、今回からはなくしまして、国直轄の郵送・オンライン調査のみとなります。

10 ページ目、調査事項につきましては、工業統計調査の調査項目を基本的に引き継いで調査を実施するところ、それから、集計ですが、工業統計調査、現在、速報、概要版、確報と 3 回に分けて公表を行っていたところですが、今回の製造業事業所調査は、調査結果に推計の処理を行った上で公表することで、確報のみ 1 回の公表とするということなのですが、公表時期は現行の工業統計調査の確報よりも早期化するというので、具体的には、工業統計調査は、今、調査実施翌年の 8 月中旬頃の公表ですが、それよりも 1 か月程度、少し早めて公表することになっています。

あとは、11 ページ目以降が乙調査の廃止、乙調査、旧特定サービス産業実態調査の廃止でございます。経済構造実態調査の中で乙調査というものがあまして、約 4,000 企業、4 万 8,000 事業所を対象に、いわゆる特定産業ごとの特性事項という、例えば入場者数ですとか、受講生数とか、かなり特定の産業のみを対象として詳しい調査を行っていたということですが、甲調査の方で産業横断的な統計整備が進む中で、経済産業省の中での有用性が低下していること、それから、調査事項が細かいために記入者負担が大きくて未回答ですとか、修正が増加している、そういったことから、今回、この経済構造実態調査の中で乙調査については廃止するという内容です。

ただ、乙調査廃止後も、各産業の基本的な項目、売上等は甲調査で毎年把握が可能となっています。

12 ページ目は、今までの内容を一覧にしたものですので、ここは割愛させていただきます、13 ページ目も基本計画の抜粋です。

14 ページ目が想定される主な論点で、主に 4 点挙げています。1 点目が、調査対象の全産業化に当たりまして、調査対象の選定方法等が適切かどうか、報告者負担の軽減策が取られているか。

それから、2 番目といたしまして、調査事項の廃止による支障は生じないか、追加する調査事項が適切か。

3 番目といたしまして、工業統計調査の包摂に当たって、調査対象の範囲ですとか、調査事項等は適切かどうか。

最後、4 番目としまして、乙調査の廃止によって利活用上の支障は生じないか、生じる

場合には代替措置はあるか。

こういったところについて、部会で御確認いただきながら進めていくことを想定しています。

15ページ目以降は、経済構造実態調査の変更に付随した工業統計調査の中止ですので、説明は割愛させていただきます。

私からの説明は以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。本件について、調査実施者から変更の意義について補足説明したいとの申し出がありましたので、実施者から御説明をお願いいたします。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 それでは、総務省、経済産業省を代表しまして、総務省から、本変更の意義について、お手元の資料2-3で補足説明させていただきます。

1ページおめくりいただきまして、まず、経済構造実態調査の創設に当たり、総務省、経済産業省が目指したもの、そして目指すものです。

これまで5年ごとの経済センサス-活動調査で産業横断的に把握している詳細な産業別の情報を、調査資源を効率的に活用し、経済センサスとのシームレスを確保しつつ、毎年提供することを目指しております。

そのため、サービス産業動向調査の年次調査、商業統計調査、特定サービス産業実態調査を統廃合し、法人を対象とした産業横断的な年次調査を創設しました。詳細な産業別の統計精度を維持するため、産業大・中・小分類ごとに、それぞれ全てのラインで売上高上位8割の企業を実測する調査設計に再編した上で、調査対象外の法人についても個々の法人ごとに推計個票を作成し、全ての法人を集計する新たな集計方式を導入する形で、今、経済構造実態調査を実施しています。そして、今般、更なるシームレス化を目指し、今回の見直しを計画させていただいたところです。

1ページおめくりいただきまして、更なるシームレス化の1つ目の取組といたしまして、現在の経済構造実態調査の甲調査に関し、調査対象範囲を全産業に拡大し、令和3年経済センサス-活動調査に合わせた調査項目を設定することで、法人企業ベースにおいて基準年調査と同様、全産業・全法人の年次の集計を実現させていただきます。

1ページおめくりいただきまして、更なるシームレス化の2つ目の取組といたしまして、現在の工業統計調査の包摂に関し、調査対象名簿について独自名簿から事業所母集団データベースへ変更し、さらに、調査対象範囲について、現在は4人以上全数で工業統計調査は調べていますが、これを売上高上位9割層へ変更し、推計個票を含め1人以上の全事業所を集計対象とすることで、製造業事業所に関しても基準年調査と同様、全製造業事業所の年次集計を実現し、現在、実態として生じている工業統計調査と経済センサスの断層についても解消していきたいと考えています。

それから、最後、次のページおめくりいただきたいと存じます。シームレス化の3つ目の取組といたしまして、製造業事業所調査、旧工業統計調査の配布・回収方法を郵送調査とし、配布方法を「本社一括」形式とすることで、基準年の経済センサスと同一の報告者に同一の方法で調査票を配布し、調査技術の違いによる断層の発生を回避します。この取

組は、報告者に対する分かりやすさ、負担軽減にも寄与するものと考えております。

最後に、改めて変更のポイントを繰り返させていただきます。この調査は、推計個票も含め全数集計を行うという、これまでの調査統計にない集計方法を採用していること、そして、今般の変更により、この方式を全産業化し、さらに工業統計を包摂することで、この推計方式を製造業にも適用し、これまでの4人以上事業所の集計を毎年1人以上の事業所の集計とし、さらに、調査方法も基準年との連続性を確保することで、基準年と同様の産業横断的に一覧性を確保した詳細な産業別情報を、基準年とシームレスに、毎年提供することを目指すものです。

私からの補足説明は以上となります。

○北村委員長 ありがとうございます。ただ今御説明がありましたとおり、本件は経済構造統計の体系を変更するものであり、経済構造実態調査の乙調査の廃止、工業統計調査の中止を伴うものです。これを考慮いたしますと、1つの部会に付託するのではなく、関連する複数の部会で合同審議することが適切と考えます。

統計委員会部会設置内規において、委員長は、必要があると認めるときは2以上の部会を合同して調査・審議させることができますので、それに基づき本件を産業統計部会とサービス統計・企業統計部会の合同部会に付託し、詳細については、その合同部会で審議いただくことといたします。

ここで特段の御質問、御意見はございますか。よろしいですか。白塚委員、どうぞ。

○白塚委員 すいません、意欲的な取組でぜひ頑張ってもらいたいと思うのですが、確認として、推計個票を作成する作業をもう少し具体的に教えて欲しいと思います。売上高の下位2割の企業は調査しないわけですよね。そこについて推計個票を作るわけですよね。そうすると、上位8割と下位2割って、やっぱり企業としての特性が随分違ったりする可能性があるんで、この推計作業をどうするのが今一つイメージが湧きませんでした。単に調査した数字を膨らますだけだったら、やっぱりまずい部分がありそうな気がするんで、そのところ、どういう検討をされているのか、何かのときに教えてください。よろしくお願いします。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 後ほどご説明いたします。この推計方法は、数年間、調査研究した結果として、端的に申し上げますと、伸び率補完に近いことをやっているとお考えいただければと存じます。

○北村委員長 ほかによろしいですか。では、宮川委員。

○宮川委員 経済センサスをベンチマークにして伸び率をこうして推計個票を作ると、こういうふうに理解していいのでしょうか。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 経済センサスで得られた全ての企業ごとのデータに対して、調査対象企業については実測データで埋めますが、下位層の方は伸び率補完に近い、前回から伸び率を掛けて伸ばしているというようなイメージの対応をしているというふうに御理解いただきたいと思います。

○北村委員長 宮川委員、よろしいですか。ほかに御質問。どうぞ、伊藤委員。

○伊藤委員 御説明ありがとうございました。資料2-1の5ページのところなのですね。

れども、今回、新たに対象となる法人の企業は産業分類AからDまでで、ざっと全部で7万ぐらいあります。そのうち建設業がほとんどを占めるのですかね、6万2,000と非常に大きいです。建設業は、割合的には中小の会社が非常に多いので、その調査のやり方、項目に関しては、負担感を考慮した上で進めていただければと思います。今回「産業分類A～Dに係る調査事項の追加は最低限とし」とされていますが、一方で全産業に母数を広げて毎年やっていって、データを公表していかれるとのことで、非常に意欲的な取組となっています。この点について、負担の増加につながっても、ここのAからDまでを追加する意味について、もしお考えがあれば教えていただければと思います。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 AからDまでを追加する効果といたしまして、例えば建設業を考えていただきますと、建設業をやっていますけど、もちろん、そのほかにも建設設計サービスとか、そういうサービス業を相当のボリュームで持っている。この法人を対象とすることで、我が国は、そういったところ、落ちているサービス業部分も全て我が国の底力と申しますか、第一次産業、二次産業、三次産業、全ての付加価値が分かるようになることで、我々としては、日本の国力を知るために非常に必要なことだと考えているところです。

○北村委員長 よろしいですか。では、神田委員。

○神田委員 御説明ありがとうございます。今のところに関連して私も、5ページなのですが、農林漁業とかありますが、これ、農業センサスとか、5年に1回やっていて非常に詳細なデータを調べておられて、その間の年も推計で何か毎年、推計を市町村別に出されていると思います。

これをここに入れることについては、方向性としてはすごく正しいと思いますし、大賛成なのですが、そうしたときに農業センサス、あるいは農業法人にとっては、これはプラスオンになるわけですか、追加的な調査になるわけですか。

次の経済センサスのときに、農業部分は農業センサスがあるから、そこは除くことになるのでしょうか。あるいは、経済センサスのときに全産業でやると考えてよろしいのですか。その場合には、経済センサスと農業センサスを両方、第一次産業はやらないといけないことになるのですか。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 現状も農林業センサスと経済センサス、農業法人は2つ答えていただいている状態です。経済センサスをやっていない他の年にも、今回、経済構造実態調査について御協力をお願いしたいと考えているところです。

○神田委員 分かりました。ありがとうございます。

それと、前、商業動態統計調査のときに御質問申し上げたのですが、これによって例えばIT企業などは、シンプルな売上で見ておられるのですが、要するにeコマースでどれだけの儲けがあるとか、ITそのものよりも、いろんなサービスをやっていると思うのですね。

そういう付随的な、あるいはクラウドサービスだったり、人材だったり、何かビジネス系のこと、いろんなサービスをやって、そういうIT企業の売上の種類ででしょうか、そういうことは把握できるのでしょうか。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 今般、この調査の変更の中で生産物分類を新たに経済センサスで導入しますので、それと合わせて生産物分類を導入いたします。

I T関連は、売上の内訳も生産物に併せて記載いただくことになっていまして、I T関連の一部の項目については、確かe コマース関係の部分が分かれて記載を求める対応に一部なっていたと承知していまして、そういったところの数字を見ていただければと思います。

○神田委員 ということは、I T系でe コマースがどれだけ売上があるかというのも集計すれば、日本全体の統計が出てくるという理解でよろしいですか。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 詳細には分からないと思いますが、生産物分類の内訳として一部把握できるということです。

○北村委員長 よろしいですか。どうぞ。

○神田委員 すいません。あと、1人以上の法人を対象にすると理解をしたのですが、法人であればフリーランス、フリーワーカーの方々も入るということでしょうか。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 フリーランスの法人が、私はイメージつかないのですけど。

○神田委員 一人で事務所を経営している方という意味です。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 法人格を持っている、登記をされていて、きちんと事務所、オフィスを1人で構えていらっしゃる。

○神田委員 そうそう、そういうことです。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 事業所として成立すれば、集計対象ですね。経済センサスの調査対象になれば、経済構造実態調査は上位の企業しか調べませんので、実測対象ではないかもしれませんが、引き伸ばしの対象にはなると承知しています。

○神田委員 そこは、今回のコロナ禍でも非常に状況がなかなかつかみにくいところだと思うけれども、そこは推計で、5年に1回は実測するけれども、その間は推計でつないでいくという理解でよろしいですか。分かりました。

質問は以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。ほかに、伊藤委員。

○伊藤委員 すみません、もう一点だけ。7ページのところなのですが、調査事項の追加・廃止で、7ページ、8ページで御説明を頂戴しています。8ページは廃止の理由も書いてあるのですが、7ページのところの廃止も2項目ありまして、理由をひとつ教えていただければ。

支払利息のところ、企業側からすると、やはりコロナで、多くの企業において負債がかなり増えていますので、ある意味、支払利息の負担は費用の中で非常に大きな位置付け、割合を占めている一方で、今の足元の状況の中で、「支払利息等」という項目は外していかれるとのこと。

この点、他の調査の中でそこが補完されているので、ここを外していくのですよということであれば理解ができるかなと思ったのですが、その辺り廃止の理由について御説明い

ただければと思います。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 お答えいたします。推計方法のところでも申し上げたのですが、現状の考え方といたしましては、経済センサスを発射台に全ての企業の調査結果について伸ばしていく。実測か推計か伸ばしていくことで、支払利息、それから電子商取引に関しましては、経済センサスで、令和3年の調査では調査していない事項、これまでは調査していましたが、調査していない事項になりますので、それに合わせないと推計方法がかみ合わないの、今回落とさせていただいていると御理解いただきたいと存じます。

○伊藤委員 分かりました。経済センサスがベースになっているからという理由ですね。かしこまりました。

○北村委員長 よろしいですか。他に御質問ありませんか。では、宮川委員、どうぞ。

○宮川委員 今の御質問に関連して、私は、以前から、今おっしゃった支払利息等については残してほしいという考え方なのですけれども、もともと、こうしたシームレスな企業側の調査について、最終的にはGDP統計に使う、GDP統計での利息というか、その部分は、またFISIMという別の方法で推計をするので、そこには使いませんということなのですけれども、先ほど産業別、非常に大きな個票を作るといったときに、企業レベルで付加価値というのを考えるときに、先ほどおっしゃったような支払利息とか、そういう部分は、本当は欠かせないのではないかと。

今、例えば営業余剰については、後で申し上げますけれども、SNA部会の方で、いわゆる独立的に推計できないかというようなことも言っていて、もちろん法人企業統計もあるわけですが、そういう意味では、別の視点からの付加価値のチェックというものも本当は必要になるわけですね。本来、そういう意味では本当は残していただけるとありがたいというふうに思っています。

以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。ほかにありますでしょうか。

それでは、本件につきましては産業統計部会、サービス統計・企業統計部会の合同部会で御審議いただき、その結果について本委員会に御報告頂くことにいたします。

なお、その合同部会の構成員ですが、統計委員会で第2条第2項の規定により、部会に属すべき委員は委員長が指名するとされております。経済構造実態調査が国民経済計算作成において重要な統計調査であることに鑑み、資料2-4のとおり、両部会の構成員に加えて、国民経済計算の観点から宮川委員を御指名いたします。宮川委員、よろしく願いいたします。

また、椿部会長、川崎部会長はじめ、両部会に所属される委員の皆様、御審議のほどよろしく願いいたします。今、既にたくさん論点が出ましたので、しっかりと議論していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。

諮問第150号「疾病、傷害及び死因の統計分類の変更について」、総務省政策統括官室から御説明をお願いいたします。

○二橋総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官室参事官 統括官付の参事官の二橋でございます。本日は、厚生労働省の国際分類情報管理室長の渡室長にも御同席いただいております。よろしくお願いたします。

議事の（３）諮問第150号、いわゆる疾病分類の変更についてで、資料は３－１から３－４になります。

３－１が諮問文で、それから１枚めくっていただきますと、新旧対照表で、左側が改正後、右側が改正前になっています。さらに１枚めくっていただきますと、今回、病の中で将来の病に備えるという、いわゆるエマージェンシーコードと呼んでいるものの箱の追加というのが、分量がありますので、そこは割愛させていただきますして、資料３－２「諮問の概要」に飛んでいただけますでしょうか。

今回御審議いただきます「疾病、傷害及び死因の統計分類」は、公的統計を疾病、傷害及び死因別に表示するための統計基準、統計法に基づいて定めているものです。人口動態統計等に活用しているものです。

分類とありますけれども、世界保健機関（WHO）が定める国際統計分類に準じて作成、改定されており、これにより公的統計の国際比較可能性を確保しています。

この分類ですけれども、医学に関する専門的な内容であるということですので、変更にあたっては、厚生労働省におきまして社会保障審議会の答申も踏まえて変更内容を取りまとめ、今回の変更内容も手続を経ているものです。

今回諮問の理由、２ポツでありますけれども、WHOにおけます国際分類の改定動向を踏まえまして、コロナウイルス感染症2019の追加などの改定を行うというものです。

３は改定案の概要ですけれども、分かりやすく、英語の併記がございます。資料の３－３という英語の併記が並んでいる資料がございます。新旧が先ほどと逆になっておりまして、真ん中から少し右のほうに改定後のコードが並んでいます。薄くて恐縮なのですが、薄い網かけで記載してある部分が改正部分です。

順番は前後しますけれども、真ん中辺りにU07.1、英語で言いますとCOVID-19, virus identifiedというものがございます。今回の改正の主要な項目でありますコロナウイルス感染症2019、ウイルスが同定されたものということで、左に英語表記があります。

引き続きまして、U07.2がウイルスが同定されていないもの、それからU08が既往症、パーソナルヒストリーというものです。

１枚めくっていただきまして、裏面ですけれども、パーソナルヒストリーの詳細不明なものがU08.9にございます。それから、U09にPost COVID-19 conditionの感染症後の病態というものがございます。その詳細不明なものがU09.9、それからU10がコロナウイルス感染症2019に関連する多系統炎症性症候群、それから詳細不明なものがU10.9ということで、コロナウイルス関連の疾病の追加が今回の改定の主要な項目になります。

それから、１枚めくって元に戻っていただきまして、その上のほうに、今回、併せてという改正がございます。U06にジカウイルス病というものが追加されております。それから、U06.9に詳細不明なもの。

それから、U07.0にベイピングに関連する障害というものがありますけれども、ベイピン

グ、いわゆる加熱式たばこ等による障害というものですけれども、ベイピングという片仮名表記にしているというものです。

資料の3-4は、スケジュールで、昨年12月3日に社会保障審議会の専門委員会、それから、年明けて1月14日に部会ということで、今回、統計委員会の諮問をお願いしているということです。御答申いただければ、速やかに告示改正の手続に入りたいと考えています。

説明は以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。本件は、ただ今説明がありましたようにWHOにおける国際統計分類の改定の動向を踏まえ、コロナウイルス感染症2019の追加などを行うものであり、論点も限られております。このため、部会には付託せず、本委員会で直接議論いただき結論を得たいと考えておりますが、そのような対応でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○北村委員長 それでは、ただ今の説明について御質問、あるいは御意見があればお願いいたします。宮川委員。

○宮川委員 どうもありがとうございます。1つ質問ですが、今回、こういう形で例えば死因について、コロナウイルスによる死因というのが新たに加わるような形になったわけです。そう考えてよろしいのですか。

つまり、今まで新型コロナウイルスによる死者数というのは発表されているのですが、今回、新たに新型コロナウイルスによる死因というのですか、それが定義されたのとどう違っているのか。またはデータに連続性があるのかどうか、その点をお伺いしたいのですけど。

○渡厚生労働省政策統括官付参事官付国際分類情報管理室長 今の点なのですけれども、まず、コロナウイルスの死者ということで出ている数字、厚生労働省コロナ本部で取っている自治体等から集めている数字というのが、ひとつよく出ているものかと思えます。

もう一点、人口動態統計では、感染症法による分類による集計も出しておりまして、こちらで新型コロナウイルスという形でも出しております。

今回の改正につきましては、ICD-10の改正に伴うもの、統計基準上の「疾病、傷害及び死因の統計分類」による分類で、新たな分類項目を作るところですので、ここでの分類については新しい項目となります。

○宮川委員 よろしいですか。これ、多分、社会保障審議会等で分類されて、死因として新型コロナウイルスというのができたとする、医師がどういう要因で亡くなったかということ进行分类するときに新型コロナウイルスという分類が入るということ、これを社会保障審議会のほうでお認めになって、それを統計に直す。そういうことなのだ、と今理解したのですけれども、そうすると、これまで各自治体等で新型コロナウイルスによって亡くなった、そういう分類とうまく接合しているのかどうか。それとも、または別の統計で使うのかというのが、よく分からなくて、これは重要な問題なので、一般の人に分かるような形で、定義としてはもちろんいいのですけれども、連続性があるのか、または別の統計で使う定義なのか。その辺のところが見る方によって、きちんと理解できるようにならないとまず

いのではないかなというふうに思ったのですが。

○渡厚生労働省政策統括官付参事官付国際分類情報管理室長 表章に当たって、というところでは、まだ出していないのですけれども、これまでの手続上は、コロナウイルスと書かれたものについては、人口動態統計ではこのコードを付与して処理しているところですので、特に接続の問題等は生じません。

○宮川委員 ということは、今までのいろいろな定義で、亡くなった方でもPCR検査をして陽性であったということで、例えば新型コロナウイルスで亡くなられたというカウント、または届出の方式をこの分類に落とし込んでいくと、そういうふうな考え方でよろしいのでしょうか。

○渡厚生労働省政策統括官付参事官付国際分類情報管理室長 恐らくコロナ本部での数え方と人口動態統計でのコロナの死者の数え方というのは少し違うところがあると思っております。人口動態統計での死因については、何を原死因とするかというルールがございまして、それにのっとなって死因の表章をするというところは以前から変わらないところです。

○宮川委員 これは、勧告に基づいていますし、社会保障審議会でおっしゃっているので、もうお決めになっているので、私はいいと思うのですが、今のように人口動態統計と、それから通常やっているのは少し定義が違うとかというと、すごく混乱することになって、それは、少しまずいのではないかなと思うのですけれども、僕は、むしろ逆に今までのものを今回の統計にも適用していくような形で新たに項目を作っていくほうが話が通りやすいなと思ったのですけれど。

○渡厚生労働省政策統括官付参事官付国際分類情報管理室長 恐らく各県で陽性であれば、原死因にかかわらず数えるという形もあると聞いておりますので、それはその数え方で、一方あくまでも人口動態統計上で使う場合は人口動態統計上のカウントになるということです。原死因というのは、明確に取り方というのがICDのルールで決まっておりますので、それにのっとなってやるということです。あとは、一部、人口動態統計以外のところで、実際原死因は別のものであったとしても、コロナの陽性の患者についてはその死亡として数えるという数え方をしているところもあると認識しています。

○宮川委員 どうもありがとうございました。あまりこれで時間をお取りしたくはないですけど、もしおっしゃるとおりであれば、私の願いは、この改定でやる人口動態統計とかには、これまで使った統計との違いみたいなものをきっちり明記しておいていただいたほうが、これからもやっぱり新型コロナの人的な犠牲と、それから、私なんかは経済ですけども、経済との関係とかを分析する人にとって、きちんと分かりやすく違いを不連続だったらどうなのだったときにも、それが理解できるようにしていただきたいというふうに思います。

○北村委員長 よろしいですか。では、白塚委員。

○白塚委員 感想みたいなものですが、宮川委員がおっしゃっていることはもっともだと思います。やっぱりこういう統計、必ず計測誤差はつきものなので、それをゼロにすることはできませんけれども、できるだけ小さくする努力は大事なので、今、宮川委員がおっしゃったような、いろいろな統計での整合性とか、過去との連続性みたいなものについ

て、できるだけ分かりやすく説明できるようなことを考えていっていただけるといいのかなと思います。

○北村委員長 鈴木政策統括官、どうぞ。

○鈴木厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当） 訂正いたします。人口動態の分類では、これまでもエマージェンシーコードのU07.1を使って、エマージェンシーという形で新型コロナを報告していただいております。今回、それに名前をつけるだけですので、それで実質変わりがないということを申し上げました。

それから、コロナ本部の発表の数字と人口動態の関係については、人口動態は原死因を扱っていますから、コロナで死亡した方が上がってまいります。ただし、コロナ本部のほうはコロナに感染している方が死亡したとき。

何でこういったことをやっているかということ、例えばコロナに感染している方ががんで入院されても、その方に対してはコロナの隔離をしなきゃいけないということで、コロナ対策の対象になるということで、そちらの考え方で、コロナに感染している方について、どういうことで入院したかとか、死亡したかとかという数字を取っているのがコロナ本部の発表で、毎回、新聞なんかで発表されているのは、そちらのほうの数字を使っています。

ただし、これは、原死因ではないわけです。だから、例えばコロナに感染している方ががんで亡くなっても、これ、コロナで亡くなったわけではないのですが、コロナの感染者の死亡ということで発表されております。

ただ、人口動態のほうは原死因ですから、コロナで死なないと、こちらのほうに上がってこないということで、これ、明確に定義が違うということは前からいろいろなところで御説明しておりますけれども、その関係で数字に差が出るのですよね。それについては、何回か問合せもありましたし、それについても分かりやすく御説明できるように今後とも工夫してまいりたいと思っております。

○宮川委員 よく分かりましたので、よろしくをお願いします。

○北村委員長 ありがとうございます。ほかに確認することがありますか。では、佐藤委員。

○佐藤委員 すみません。ICDのコードを使っている統計がどういうものがあるのか。もう既に使っているものですか、それを教えていただきたいなと思いました。

○渡厚生労働省政策統括官付参事官付国際分類情報管理室長 一般的にICDコードを使っている統計ということでしょうか。

○佐藤委員 そうです。

○二橋総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官室参事官 人口動態統計と患者統計があります。法務省の矯正統計等で使われております。

○佐藤委員 ここで変更されると、それらの統計で同じ変更がされるということですね。

○二橋総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官室参事官 厳密に申しますとどこまで細かく取っているかというところで、統計によって、この項目が出る場合と出ない場合があるように聞いています。これは、基本分類の一番細かいところですので、そこを統計によっては統合したりしていますので、出るか出ないかは個別統計によると聞いて

います。

○北村委員長 よろしいですか。川崎委員。

○川崎委員 いろいろありがとうございます。1点だけ教えてください。施行の時期が6月1日からとなっていますが、これ以降、公表される人口動態は、全部、この方式になるということでしょうか。

そうすると、1年の途中で符号が微妙に変わることになりますが、年計などはどうなるのでしょうか。このルールの実行と統計との関係がどうなるかというのが分からないので教えていただけたらと思います。

○二橋総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官室参事官 すみません、少し補足していただきたいのですが、確定数値として出るのは9月の人口動態というふうに聞いていました。

○川崎委員 そうすると、今年1年の合計というのは、全部、新旧別々に出てしまう。それとも、9月以前の数字も新しいほうに合わせて出るという格好なのでしょうか。

○鈴木厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当） すみません、これまでもコロナはエマージェンシーコードU07.1で報告いただいていますので、その名前が6月以降変わると。

人口動態の場合は、大体、速報のときは死因別出ませんので、月報で出るのが3か月遅れですから、そのときに9月以降の発表からは出てくるというふうに申し上げましたが、最終的には注をつけて、年合計などでは、これはコロナだというのはきちんと分かるようにはしたいと思います。

○北村委員長 よろしいですか。ほかに御質問ありますでしょうか。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○北村委員長 それでは、取りまとめたいと思います。「疾病、傷害及び死因の統計分類」の変更については、ただ今の議論を踏まえたと、統計委員会の判断としては、これから申し上げるような内容になると思います。

今回の変更は、新型コロナウイルス感染症2019の追加など、WHOが定める「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」に準拠して行われるものであることから、適当であると判断いたします。

文書化すると、おおむね以上のような内容になるかと思うのですが、ただ今申し上げた内容を文書化したものについて、会議後、速やかに委員の皆様にお送りいたしたいと思っております。

このような内容でよろしければ、この場で採択させていただき、細かな文言については私に御一任いただければと思いますが、このような進め方でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○北村委員長 それでは、取りまとめさせていただきます。

私が今申し上げたような内容を文書として書きますので、それを確認していただきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、次の議事に移ります。

国民経済計算体系的整備部会の審議状況について、宮川部会長から御報告をお願いいたします。

○宮川委員 それでは、3月19日に行われました第26回国民経済計算体系的整備部会の審議状況について御報告をいたします。資料4と席上配付資料を適時御覧ください。

なお、資料4のページ番号は、中央下に1/73という形で表示をしております。

第26回の部会では、(1)建築物リフォーム・リニューアル調査のQE(2次速報)への活用、(2)国民経済計算の改定状況の検証及び一次統計の活用方法の改善余地等に関する検討、(3)サービス産業・非営利団体等調査(投入調査)について、(4)生産・支出・分配の三面の整合性に関する研究会(中間報告③)の4つについて審議をいたしました。

以下、概要を御説明いたしますが、技術的な内容が多いこと、また、時間の制約から詳細は割愛して御説明をさせていただきます。

初めに、建築物リフォーム・リニューアル調査のQE(2次速報)への活用です。7ページを御覧ください。建築物リフォーム・リニューアル調査については、第Ⅲ期基本計画において、少なくとも2次QEに活用できるよう、公表時期を早期化するとされていたところでした。

現在、本調査のQEへの実装可否については、内閣府において同時並行的に検証が進められている段階であります。このため、今回、国土交通省からは、公表早期化に代えて、回収率の状況把握等を目的として取りまとめている中間集計値の提供を試行した旨、報告がありました。あわせて、事務局から本件について、令和4年度に予定されている第Ⅳ期基本計画審議の中でさらに検討を進めてはどうかとの提案がありました。

試行では、中間集計値でも相応の精度が確保できるということが確認されました。このため部会では、第Ⅳ期基本計画審議に向けて、内閣府にはQEへの実装を目指した検証を、国土交通省には中間集計値の公表可能性の検討をそれぞれさらに進めていただくよう求めました。

なお、QEへの実装に際しては、受注ベースから進捗ベースへの転換のために工夫が必要になるとの御指摘がありました。

2番目は、国民経済計算の改定状況の検証及び一次統計の活用方法の改善余地等に関する検討です。

次に、内閣府から国民経済計算の改定状況の検証及び一次統計の活用方法の改善余地等に関する検討について報告がありました。8ページを御覧ください。今回、改定差が大きかったもののうち、対応方法が未確定になっておりました最後の3品目、鋼船、清涼飲料水、肉加工品について審議いたしました。

39ページを御覧ください。1行目に、第二次年次推計を基準年に合わせるとの内閣府の方針が示されておりますが、これは、第一次年次推計、第二次年次推計、基準年のシームレス化を進め、改定差の縮小を図るというものです。

その方針に基づいて、鋼船については、本年末から基準年と同じ造船造機統計調査を利用するほか、清涼飲料水及び肉加工品については、基準年(2020年)の推計方法に係る検証を踏まえた上で、第二次年次推計において、基準年に用いられる基礎統計を利用すると

の報告がありました。

部会では、今回の提案を適当といたしました。委員からは、業界統計に依存せざるを得ない部分について、中長期的には公的統計の整備を検討することが必要、そうした整備が図られるまでの間は、現在利用可能なデータを用いて精度改善に努めることが重要との御意見がありました。

なお、第24回部会において、民生用エアコンディショナと電気照明器具について、年次推計から基準年に至るシームレス化が中期課題とされました。そこで、私からは、現行の基本計画の課題は、第一次年次推計から第二次年次推計への改定差の縮小であるが、産業連関表関係府省においては、こうした中期的な課題を意識しながら2020年表に向けた作業を進めていただきたいと付言しました。

(3) サービス産業・非営利団体等調査（投入調査）についてですが、総務省からサービス産業・非営利団体調査（投入調査）について、投入構造をより正確に把握するような標本設計、調査項目及び把握単位の見直し、企業ヒアリングの実施の3点についての報告がありました。いずれも、これまでの委員会審議及び前回調査までの経験などを踏まえて、具体的な改善を図るというものです。

41ページの上段を御覧ください。標本設計については、平成28年経済センサス - 活動調査を用いて、企業産業小分類（一部細分類）、悉皆層・売上高上位8割・下位2割別、複数事業所企業・単独事業所企業別に層化し、付加価値額を売上高で割った付加価値額／売上高比率の推定値の標準誤差が0.05以下になるように標本を無作為抽出するとのことでした。

41ページ下段を御覧ください。費用項目等の把握については、産業分類上の事業活動（以下「指定事業」）単位だけでなく、企業が管理しているセグメント単位での回答も許容することで報告者負担の軽減及び回収率の向上を図るほか、指定事業が企業全体の事業活動の大宗を占める企業については、企業全体での回答も認めるとのことでした。

続いて、42ページです。調査項目については、前回調査での費用総額の内訳において、その他のウェイトが大きい産業を中心に、産業特性に即した項目を追加します。また、産業別に調査票を作成し、それぞれに対応した仕入・材料費、消耗品費をプレプリントするなどにより報告者負担の軽減を図りつつ、精度向上につなげるとのことです。

最後に、43ページです。投入調査の回答企業のうち約40社程度に対し、投入調査で把握できない詳細な費用項目についてヒアリングを実施いたします。加えて、特定の企業に集中している産業については、効率性の観点から、投入調査を経ずにヒアリングのみを実施するとの報告がありました。

部会では、様々な工夫が図られている点を高く評価する御意見が聞かれ、この方針に沿って引き続き検討を進めるようにと求めました。

(4) 生産・支出・分配の三面の整合性に関する研究会の報告です。内閣府が府内で開催した研究会における議論の概要を紹介いたします。今回は、第4回の研究会の内容になります。

資料の59ページから64ページにかけまして、営業余剰、混合所得及び雇用者報酬につきまして、現行の推計とは異なる会社標本調査や申告所得標本調査、賃金構造基本調査、民

間給与実態調査を使って、それぞれ推計を行い、現行推計と比較した結果が示されております。

営業余剰の場合は、10兆円から30兆円程度、推計値のほうが低くなり、雇用者報酬については、利用統計により現行推計とほぼ同じか、過去の推計値に乖離が生じるといった結果が報告されました。

65ページの上段になりますが、これら個別の分配項目を使って分配側GDPの試算を行ったところ、いずれも現行GDPと比べて下方に推移する形になりました。

現在、内閣府において、52ページにある構成案に沿って、研究会報告書の取りまとめの作業が進められているということです。そのため部会では、今回の報告をベースとして、四半期推計への課題や、分配側と支出側の不一致の原因と考えられる要素等を参加されている委員の方々の意見を聞きながら報告書に反映してもらい、その上で4月に改めて、その研究会報告書の説明を部会で受けるとともに、それを踏まえた今後の方針について審議をするということにいたしました。

私からの報告は以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。ただ今の御報告について、何か御質問、御意見ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、時間もありませんので、取りまとめたいと思います。建築物リフォーム・リニューアル調査のQEへの活用については、データの早期提供に関して具体的な前進が見られ、それを踏まえて内閣府と国土交通省において、さらに検討を進めるとの御報告でした。着実に進められているようですので、今後、検討結果についても改めて統計委員会に御報告するようお願いいたします。よい結果が得られることを期待しております。

次に、国民経済計算の改定状況の検証及び第一次統計の活用方法の改善余地に関する検討についてです。残されていた品目も含めて当面の対応方針が固まったということで、産業連関表における検討を待つ必要があるために最終的な結論が得られるのはもう少し先ということですが、シームレス自体は基本計画にもうたわれている重要な考え方ですので、総務省、内閣府はもとより、産業連関表に関わる府省はしっかり検討を進めていただくようお願いいたします。

続いて、サービス産業・非営利団体等調査についてです。SUT体系への移行という大きな目標に向けて、一步一步着実に検討が進められているように見受けられます。調査設計の細部に関しては専門的な観点はもとより、実務的な観点からも見極めが非常に重要と思われれます。そうした点も含めて、引き続き御検討をよろしくをお願いいたします。

最後に、生産・支出・分配の三面の整合性に関する研究会（中間報告③）についてです。部会として、営業余剰や雇用者報酬に係る試算結果などについて説明を受けたとの御報告でした。内閣府の研究会における審査結果、取りまとめも進められていると聞いております。様々な推計上の制約はあろうかと思われれますが、今後の取組につながるよう建設的かつ前向きな結論が得られることを期待しております。

個別の課題は以上のとおりです。

いつもながらとなりますが、国民経済計算体系的整備部会においては、実に多くの課題

を御審議されていると思います。宮川部会長はじめ、国民経済計算体系的整備部会に属されている委員の皆様、部会での御審議、どうもありがとうございました。

本日用意いたしました議題は以上です。

それでは、次回の委員会の日程について事務局から御連絡をお願いいたします。

○萩野総務省統計委員会担当室長 次回の委員会は4月22日木曜日午前を開催する予定です。時間と場所につきましては、別途連絡いたします。

事務局からは以上です。

○北村委員長 以上をもちまして、第162回統計委員会を終了いたします。